

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年5月17日（火）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野たつ子・24 岡田 勇樹

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第6号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第5回第2農地部会を開会いたします。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席はありません。出席委員数は10名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 14番 池山委員、16番 中谷委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから8ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から53で、件数は53件、合計面積は田で77, 194㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

 9ページから13ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から6で、件数は6件、合計面積は18, 123.52㎡で、その内訳は田が10, 031.3㎡、畑が8, 092.22㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 14ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1、共同住宅用地
 でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は畑で43㎡でございます。

 15ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1、宅地分譲用地
 番号2、共同住宅用地
 番号3、自動車転回場所、駐車場、庭の一部
 番号4、宅地分譲
 でございます。
 以上、件数は4件、合計面積は畑で1, 715㎡でございます。

16 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、____、主たる耕作物 水稻・麦・大豆・野菜、耕作面積 田146ha、畑9ha 合計155ha。

番号2、____、主たる耕作物 茶、耕作面積 田0.2ha、畑4ha 合計4.2ha。

以上件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、お願いします。

事務局 それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 川合、申請地 一志町八太上奥____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,295㎡、受人 ____、面積 334,361㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による労力不足のためです。

番号2、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野岡本____、登記地目・現況地目とも田、面積 698㎡ 外1筆、合計面積 1,610㎡、受人 ____、面積 9,931.25㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 奥津、申請地 美杉町奥津小谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 779㎡ 外5筆、合計面積 5,565㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。

以上、件数は3件、合計面積は田が3,856㎡、畑が4,614㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

池山委員	14番、池山です。地元推進委員、宮本委員と一緒に現地確認をしてまいりました。何ら問題はございませんでした。
議 長	ありがとうございます。 2番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。5月10日の日、中谷、岡田、西森、3名、それから地元推進委員、それから白山事務局というメンバーで立ち会い、現場を見てきました。今、田んぼを作っている方が受人になっております。何ら問題ないというふうに判断させていただきました。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 3番、お願いします。
結城委員	18番、結城です。10日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遠方に移住しており、管理ができなく、売買で所有権移転を行う。除草等は段階的にして、農地としての機能回復に努めますということです。農地である以上は農地で守るように指導しました。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 それでは、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定いたしました。 それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 丹生俣、申請地 美杉町丹生俣宮垣内____、登記地目畑、現況地目 宅地、面積 56㎡ 外2筆、合計面積 114㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 相続以前から申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上多気、申請地 美杉町上多気馬場____、登記地目 畑、
現況地目 宅地、面積 191㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

転用時期は不詳で、貸していた土地に、借りていた者が建物を建てた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下多気、申請地 美杉町下多気中田____、登記地目 田、
現況地目 山林、面積 615㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和50年頃、申請者の父が低生産地と獣害のため植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 石名原、申請地 美杉町石名原雪ヶ久保____、登記地目
田、現況地目 畑、面積 988㎡のうち250㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は1,170㎡で、その内訳は田が865㎡、
畑が305㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から4番、結城委員、全てお願いします。

結城委員

18番、結城です。1番から3番までは地元推進委員が同じです。地元推進委員と事務局で現地を確認しました。祖父の代から移住用の住宅として使用してきたと。相続することになり、農地であることが判明したということでございます。写真、始末書は添付されておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

2番、これは戦前から店舗や倉庫として貸し出していた土地にて、地目が畑のままで住宅及び倉庫を建てていたという。それで宅地に変更したいということでございます。写真、始末書は添付されておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

3番、低生産地で獣害が大変なため、お父さんが植林をしたということです。始末書、写真の添付をされておるということでございます。

4番、石名原。これは、10日の日に事務局と現地確認をいたしました。この日、地元推進委員は欠席でございました。お母さんの介護をするための住居

	を建てたいということでございますのでよろしくお願いします。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 763㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和2年12月17日付にて許可を受けましたが、事業計画を断念したため、許可の取消願が提出されております。 以上、件数は1件、面積は畑で763㎡でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 説明は地元委員のほうにお願いします。 1番、お願いします。
野田委員	7番、野田でございます。5月10日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員、久居事務局で現地を見てまいりました。太陽光事業を断念するということですので、何ら問題ないと思います。
議 長	了解です。 地元委員の説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いします。どうですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定します。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 20ページから22ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町風早____、登記地目・現況地目とも田、面積 509㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

隣地が受人のトラックヤードとなっており、事業用地を拡大する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,437㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、受人の事業所からほど近くであり、社用の駐車場とする計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 森町池田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,123㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

登記地目が山林である隣地と一体利用し、パネル設置面積は、497.28㎡、申請地内にあるのり面を回避するため、パネル設置率は、26.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 久居一色町羽場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 763㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、320.47㎡、パネル設置率は、42%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 稲葉町北出____、登記地目・現況地目とも田、面積 232㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、124.07㎡、パネル設置率は、53.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井生西出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 178㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地は、_____のごく近くに位置し、_____の駐車場とする計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、申請地 一志町片野内山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 351㎡ 外1筆、合計面積 456㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、申請地 一志町片野北浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 76㎡ 外1筆、合計面積 343㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
受人は、レッカーサービス業も営んでおり、レッカー業務や来客用駐車場として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大三、申請地 白山町二本木徳田北_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 396㎡ 外1筆、合計面積 462㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
昭和30年頃、譲受人の祖父が借りていた申請地に、店舗兼居宅を建築し、以降、改築等を経て現在に至る旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、申請地 白山町川口大角_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,186㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、448.7㎡、パネルの設置率は、45.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下多気、申請地 美杉町下多気中之世古_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 177㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地は、受人の自宅の隣地であるため、自家用駐車場として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 下多気、申請地 美杉町下多気下之世古_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 456㎡ 外1筆、合計面積 1,570㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。
昭和50年頃、渡人の父が低生産地と獣害のため植林した旨の始末書の提出

がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 奥津、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,074㎡ 外3筆、合計面積 1,900.30㎡。受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、804.56㎡、パネル設置率は、42.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は10,336.3㎡で、その内訳は田が3,004.3㎡、畑が7,332㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。10日の日に、農業委員の諸戸さんと中野さんと野田さん、あと私と事務局、地元推進委員で見てまいりました。場所は、____の北約150mぐらいのところ。自分のところの隣に駐車場をもう一つ増設したいということで申請がありましたが、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

2番から5番、お願いします。

野田委員 7番、野田です。2番から5番まで説明させていただきます。

まず、2番ですが、5月10日に、喜多会長、諸戸部会長、地元推進委員、本庁および久居事務局、申請人で見てまいりました。場所につきましては、____より西に800m行ったところの県道沿いに面した土地でございます。渡人は相続等で取得した土地で、住居が遠方であるため耕作が困難であることから、受人である運送会社が自社の駐車場として使用するものであります。特に造成を行わないということですから、問題はないと思います。

続きまして、3番。これも同じく、喜多会長、諸戸部会長、地元推進委員、本庁および久居事務局、申請人で見てまいりました。場所につきましては、番号2番の土地よりもまださらに西へ500mほど行った、県道からちょっと畑1枚、奥に入ったところに位置する土地でございます。渡人は耕作が困難になってきたこと、また、受人は太陽光発電を設置するということでございます。大きな形状の変更もございません。また隣地にも説明済みであること、隣地も太陽光発電施設であることから、問題はないと思います。

続きまして、4番でございます。同じく、5月10日、諸戸部会長と田口委員、中野委員、地元推進委員、久居事務局、申請人で見てまいりました。議案第3号でございました申請取下げを行いましたところと同じ場所でございます。これにつきましても同じく太陽光発電を設置するというものでございます。これにつきましても大きな形状の変更もなく、周辺も太陽光発電施設であることから、問題はないと思います。

5番でございます。4番と同じメンバーで現地を見てまいりました。渡人は耕作が困難であることから、受人が太陽光発電施設を設置するものでございます。大きな形状変更もございません。周囲も太陽光発電であることから、問題はないと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
6番、お願いします。

宮本委員 15番、宮本です。10日の日、地元推進委員、一志事務局とで確認をしてきました。_____の近くの土地で、現状はあまり変更しなくて、とにかく買い取るということのようでしたので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 7番、8番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。7番については、近辺はほとんどが新規の住宅が建ってきつつあるところでございます。畑として使われているようでございますけれども、ほとんどが草にまみれている状態です。個人の住宅をここに建てるということでございますので問題はないと思います。

8番につきましては、これも先ほどの7番の近辺でございます。実際に自宅の、申請されている用地のすぐ隣、隣接して住宅が建っておりまして、その方からの申請でございまして、自宅の駐車場用地に使いたいということで、まず問題はなかろうということでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
9番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。まず9番、大三です。5月10日の日に、農業委員の西森、岡田、中谷の3名と、地元推進委員、それと白山事務局と見てまいりました。場所は、_____のすぐ北側でございます。特にこれといって問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

10番の川口ですけれども、5月10日の日に、農業委員の西森、岡田、中谷3人と、地元推進委員、それから白山事務局で確認をさせていただきました。場所は、_____の東500mほどのところです。_____からずっと東に太陽光が並んでおるところの一番東側というところです。場所的には仕方がないかなというところですが、すぐ隣、まだ耕作をしている土地がありますので、

草刈りだけはしっかりしていただくようにということだけ伝えてまいりました。問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 1 1 番から 1 3 番、お願いします。

結城委員 1 8 番、結城です。1 1 番、1 2 番、1 3 番。
 1 0 日の日に、地元推進委員と美杉事務局と現地を確認いたしました。
 1 1 番、自宅の隣地なので駐車場として利用したいと。これは茶園でございます。何も問題はないと思います。
 1 2 番は、獣害等で大変だったため父が植林をしたという。遠方で管理ができないので譲りたいということでございます。
 1 3 番は、太陽光発電に最も適した土地で、受人が売買を希望し、受けたい旨を申し込んだところ、営農の縮小を考えている渡人はそれを承諾したということでございますので、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 4 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号については許可することと決定したいと思います。
 引き続きまして、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、お願いします。

事 務 局 2 3 ページをお願いいたします。
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。
 番号 1、地区 栗葉、申請地 久居一色町本郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 4 8 0 m²、借人 _____、貸人 _____。
 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

 以上、件数は 1 件、合計面積は畑で 4 8 0 m²でございます。
 この案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。
野田委員	7番、野田でございます。5月10日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員、久居事務局で現地を見てまいりました。久居地区の集落内であることから、問題はないと思います。よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。これもよろしいか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で36,734㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,961㎡、契約件数は22件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で156,823㎡、畑の使用貸借で419㎡、契約件数は67件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,695㎡、契約件数は4件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で7,944㎡、契約件数は3件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて217,196㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,380㎡、合計契約件数は96件、合計面積は222,576㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区13件、一志地区62件、白山地区4件で合計79件、合計面積は195,069㎡でございます。 また、認定農業者への集積率は、件数で82.3%、面積で87.7%となっております。 続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたし

ます。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきまして「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は整理番号の9-2-2 外1件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件に先にご審議いただきます。

____委員の7-8、9と10、関係ございます。一時退室を願います。

< 退 室 >

議 長

それでは、7-8 外2件について、皆さん、いかがですか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

ありがとうございます。

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきましては、適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、皆さん、ご審議をお願いします。どうですか。よろしいか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

ありがとうございます。

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員	＜一同 異議なし＞
議 長	ありがとうございます。 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。 以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。 これをもちまして、第５回第２農地部会を閉会します。 午後２時４２分

上記は、第５回第２農地部会の議事を録したものである。

令和４年５月１７日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____